

# イレズミに特化した法制度の設立に関する請願書

## 請願要旨

### イレズミを医師法で規制するのは無理があります。

厚生労働省は「針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為」を業として行えば医業に該当し、医師免許を有しない彫師がこれを業として行えば、医師法第17条の「医師でなければ、医業をなしてはならない。」に違反すると解釈しています。しかし、イレズミを彫るために、医師の免許まで必要でしょうか。衛生面の安全性は当然の前提ですが、私たちがイレズミを入れる際に求めるのは、彫師の技術やセンスです。

近年、日本でも、多くのアーティストやスポーツ選手がイレズミを入れています。そして、海外では、一般人でも多くの人がイレズミを入れます。

また日本のイレズミは江戸時代から連綿と続き、技術の高さと芸術性ゆえ、外国人が日本にまでイレズミを彫りに来日します。

時代や実態に合わない法律の解釈で規制をしても、無資格でイレズミを行い衛生面に不安がある、悪質な彫師を増やし、暴力団との関係性もより深いものになる可能性もあります。2020年のオリンピック開催に向けて、増加する来日外国人の方達も、不安な状況でイレズミを彫らなければいけません。

海外の先進国では、イレズミを彫るのに医師免許まで必要とはせず、イレズミに特化した制度を設けることによって、衛生面の安全性を確保しています。

健全なイレズミ文化の推進のためにも、実効性のない規制ではなく、大多数の彫師・イレズミ事業者の要望に沿ったイレズミに特化した法制度を設ける事が、国民の安全と社会的な合意を得られる道ではないでしょうか。

以上を踏まえ以下の事を、請願します。

## 請願事項

1、保健衛生上、安全にイレズミを彫れる者に対して、日本国内においてイレズミを彫る事を認める法制度を作つて下さい。

2、保健衛生上、安全にイレズミ用品(針・インクなど)を取り扱える者に対して、イレズミ用品の輸入及び販売を認める法制度を作つて下さい。

氏名	住所

【送付先】一般社団法人 SAVE TATTOOING 署名推進委員会

〒533-0013 大阪市東淀川区豊里5-5-9-301 E-mail:mail@savetattoo.jp

取扱

団体

送り先:上記の「SAVE TATTOOING 署名推進委員会」または「取扱団体」へ署名の原本を送ってください。\*署名を送っていただく際には、総署名人数がわかるメモをつけてください。\*いただいた署名は政府ならびに国会への提出以外の目的には使用いたしません。